劉憲権*1)

ネット決済におけるクレジットカード犯罪の 行為客体の新たな理解*4)

 孫
 文*2) (訳)

 松 宮 孝 明*3) (監訳)

現在の情報ネットワーク時代においては、金融分野におけるネットワークの発展と浸透に伴い、新型ネットワーク決済方式が伝統的なクレジットカード決済方式に取って代わりつつある。ネット決済過程に関わる決済機関の属性に基づいて、ネット決済業務は銀行ネット決済業務とノンバンク決済機関ネット決済業務¹⁾の2種類に分けることができる。前者には主にモバイル銀行決済、ネットバンキング決済などの決済方法が含まれ、支払人はモバイル端末やコンピュータなどの電子設備を通じて口座開設銀行に直接支払指令を出し、口座開設銀行が銀行口座内の貨幣資金を受取人の指定口座に振り込む。後者は主に近年広く発展している第三者支払方式を指し、支払人はアリペイ、ウィチャットペイ、財付通などの第三者決済ブラットフォームを通じて口座開設銀行に支払い指示を出し、口座開設銀行が銀行口座内の貨幣資金を直接移動させる(銀行口座モード)か、支払人が第三者支払プラット

- *1) リウ・シンチェン 中国華東政法大学刑事法学院教授
- *2) スン・ウェン 中国華東政法大学刑事法学院特聘副研究員
- *3) まつみや・たかあき 立命館大学大学院法務研究科教授
- *4) 本稿は、中国国家社会科学基金重大プロジェクト「インターネット時代の社会管理と 刑法体系の理論的革新」(プロジェクト番号 20&ZD199、首席専門家)の段階的成果物で ある。
- ※ 尚,中国人民銀行,最高人民法院等によって公布,制定された法律や法令,決定や解釈 については、引用文等の「 」と区別するため、便宜上『 』を用いて示した。
- 1) 中国人民銀行が2015年12月28日に公布した『ノンバンク決済機構インターネット決済業務管理弁法』第2条第3項によると、ネットワーク支払業務とは、受取人あるいは支払人がコンピュータ・モバイル端末等の電子設備を通じて、公共ネットワーク情報システムにより遠隔的に支払指示を開始し、かつ支払人の電子設備が受取人の特定の専属設備と相互作用せず、支払機構が受取人に貨幣資金移転サービスを提供する活動を指す。

フォームに直接支払指示を出し、第三者支払プラットフォームが支払口座内の貨幣 資金を移動させる(支払口座モード)ものである²⁾。以上の新型ネット決済方式の 登場は、間違いなく伝統的なクレジットカード決済方式に壊滅的な影響を与え、同 時にクレジットカード関連犯罪に新たな衝撃をもたらした。

我が国のクレジットカード犯罪は、犯罪の行為客体によって2つに分類される。 一つはクレジットカードを行為客体とした犯罪であり、金融証券偽造変造罪(クレ ジットカードを偽造する罪),クレジットカード管理妨害罪,クレジットカード詐 | 欺罪、窃盗罪(クレジットカードを盗んで使用する罪)などがある。もう一つはク レジットカード情報を行為客体とする犯罪で、主にクレジットカード情報窃取買収 不法提供罪を指す。注意すべきなのは、新しいネット決済方法が多様化する現在、 クレジットカードを利用したネット上の不正行為はますます複雑になっていること である。利用する行為客体は、これまで慣れ親しんできた伝統的な意味での実体的 な. つまり有体物としてのクレジットカードに限られず. 刑法の中のクレジット カード犯罪関連規定が取り締まる行為客体と行為類型は更に多元的に発展する傾向 にあり、クレジットカード犯罪関連の行為客体である「クレジットカード」と「ク レジットカード情報 | の実質的な内容と外部的な表現形態はすでに変化しているよ うである。そのため、刑法におけるクレジットカード関連の概念に対する理解は従 来の規則にとらわれず、時代とともに進むべきであり、新型ネット決済環境の下 で、クレジットカード関連の犯罪における「クレジットカード」と「クレジット カード情報 | の意味を合理的に再定義する必要がある。

一. クレジットカード関連犯罪における 「クレジットカード」の意味の見直し

ある時期から、我が国の刑法における「クレジットカード」と金融機関の業務活動における「クレジットカード」とは完全に同じ意味を持つべきかという問題について、理論と実務の中で激しい論争が生じている。

金融分野では、1996年に中国人民銀行が公布した『クレジットカード業務管理弁法』によれば、クレジットカードは振替決済、現金アクセス、消費者信用などの機能を持つ信用支払手段であると定義されている。つまり「クレジットカード」には

²⁾ 中国人民銀行が2012年1月5日に公布した『決済機構インターネット決済業務管理弁法』(意見募集案)第3条によると、決済機構が提供する決済サービス方式により、インターネット決済は銀行口座モードと支払口座モードに分かれる。

貸記カードもデビットカードも含まれるのである。刑事分野において、1979年の刑 法ではクレジットカード関連の犯罪は規定されていなかったが、金融業の急速な発 展に伴い、クレジットカード犯罪の深刻化に直面し、最高人民検察院、最高人民法 院は1995年4月に『クレジットカード詐欺犯罪事件の処理における具体的な法律適 用に関する若干の問題の解釈』(現在は失効)を公布した。それには、クレジット カードの詐取、クレジットカードを利用した金品の詐取及び悪意のクレジットカー ド貸越などの行為に対して、詐欺罪で刑事責任を追及すると規定されていた。その 後、全国人民代表大会常務委員会は、1995年6月に、『金融秩序破壊犯罪の処罰に 関する決定』(以下『決定』という)を公布した。この『決定』は、金融証券偽造 変造罪とクレジットカード詐欺罪などの罪を設定し、クレジットカード偽造行為が 金融証券偽造変造罪の行為態様に含まれることを明確にした。これに対応して、こ の『決定』は、クレジットカード詐欺罪の行為態様に「偽造クレジットカードの使 用 という犯罪行為をも加えている。1997年に改正された刑法は、このような『決 定』の内容をそのまま取り入れており、その後、刑法改正案で新たに追加、改正さ れたクレジットカード関連犯罪も、すべて「クレジットカード」という概念を引き 継いでいる。法制史から分析すると、1997年10月1日に新刑法が正式に発効した時 には、「クレジットカード」の意味は明らかに1996年の『クレジットカード業務管 理弁法』の規定中の意味を引き継いだものであった。すなわち、我が国のクレジッ トカードには、貸記カードとデビットカードが含まれているのである。

刑法理論界は、クレジットカード関連犯罪における「クレジットカード」の本来の意味に疑問を投げかけている。食い違いが生じた主な原因は、我が国の金融分野で「クレジットカード」の意味が制限されたことにある。即ち、中国人民銀行が1999年に公布した『銀行カード業務管理弁法』は、銀行カードを従来のクレジットカードの概念に取って代え、銀行カードをクレジットカードとデビットカードに分けた。この規定によって、金融機関の業務活動における「クレジットカード」は銀行カードの下位概念となり、デビットカードは含まれず、(准)貸記カード³⁾だけを指すようになった。ここにきて、金融機関の業務における「クレジットカード」の意味が狭いものに変更された。

³⁾ 貸記カードとは、カード発行銀行がカード所有者に一定のクレジット枠を与え、カード 所有者はクレジット枠内で先に消費し、後で返済することができるクレジットカードのこ と。准貸記カードとは、カード所有者が発行銀行の要求に応じて一定の金額の引当金を預 け入れなければならず、引当金口座の残高が支払いに不足している場合、発行銀行が規定 したクレジット限度額内で貸越することができるクレジットカードのことである。

我が国の刑法を解釈する権利を有する国家の立法機関と司法機関が権威ある有効な刑事立法解釈と司法解釈を打ち出す前に、多くの学者は、刑法上の専門分野の固有名詞に対する理解は当該専門分野の法律規定と一致しなければならず、関連専門分野における法律概念に変化が生じた場合、刑法理論と実務はその理解に対して調和を保つべきである、すなわち新しい法律規定を根拠として関連法律概念についても時代とともに変化したと理解すべきである、と主張した。そのため、クレジットカードとデビットカードの概念が1999年の『銀行カード業務管理弁法』によって分離された後は、刑法におけるデビットカードはクレジットカードの下位概念ではなくなり、「他の銀行決済証書」の範疇に分類されるべきであり、デビットカードを対象とした犯罪は、クレジットカード関連犯罪には該当しないというのである40。当時、この考えが学界の多くの学者から支持されていたことは認めるべきであろう。もちろん、刑法の専門分野における固有名詞の理解は関連する法律の規定の変化によって影響を受ける可能性があるが、その影響に必ずしも同調する必要はない。そうでなければ刑法の立法の原意に反することになると、当時から疑問視している(筆者を含む)学者もいた。

喜ばしいことに、刑法理論と司法実務のクレジットカード犯罪における「クレジットカード」の意味についての異なる理解に対して、全国人民代表大会常務委員会は2004年に『『中華人民共和国』のクレジットカードに関する規定の解釈』(以下、『立法解釈』という)を公布し、刑法におけるクレジットカードの概念については、刑法が規定する「クレジットカード」とは、商業銀行又はその他の金融機関が発行する消費支払い、クレジットローン、振替決済、現金アクセス等の全部又は一部の機能を有する電子支払カードを指すことを明確にした。この立法解釈を分析すると、デビットカードがクレジットカード犯罪に関わる「クレジットカード」の範囲に明確に組み込まれていることがわかる。刑法の意味でのクレジットカードの概念は現在の金融機関の業務活動におけるクレジットカードの概念から独立していることが示されたのである。

しかし、一部の学者は、当初の我が国の人民代表大会常務委員会の立法解釈は当時の司法実務の中で解決しにくい苦境に対応するためであると考えており、社会が急速に発展している今、刑法のクレジットカードの意味を再解釈しなければならず、刑法と金融業務における「クレジットカード」の意味を統一し、デビットカー

⁴⁾ 劉華「手形犯罪若干問題研究」法学研究2000年第6号87~88頁, 劉流=沈琪「デビットカード詐欺行為の定性分析——金融証票詐欺罪行為方式の立法整備を論じる」法律适用2004年第9号56頁。

ドをクレジットカードと区別して「他の銀行決済証書」の範疇に入れ、金融証券偽造変造罪(他の銀行決済証書の偽造、変造)、金融証票詐欺罪などでデビットカード犯罪を規制すべきだと主張する⁵⁾。他の学者は、この法律の解釈は2004年12月に可決されたものであり、クレジットカード管理妨害罪は2005年2月に成立した『刑法改正案(五)』で新設されたものであって、立法解釈では、当時まだ存在しなかった法律の条文を解釈することは不可能であるため、立法解釈ではクレジットカード管理妨害罪のすべての罪状にクレジットカードの意味に関する規定を適用することはできず、「虚偽の身分証明を用いてクレジットカードを詐取する」行為態様の「クレジットカード」にはデビットカードを含めるべきではないと主張する⁶⁾。

筆者は上述の学者の主張に賛成できない。筆者によれば、まず、立法の目的から分析すると、我が国で1997年に新刑法が制定された際、金融機関の業務活動におけるデビットカードはクレジットカードの範囲内に含まれ、かつ我が国の刑法のクレジットカード犯罪に関する規定はまさに対応する行政法規に基づいて制定されたものであり、立法の本来の意味は間違いなくデビットカードをクレジットカード犯罪に関する規制の範囲内に入れているのである。その後、金融分野の行政法規はクレジットカードの意味を調整したが、実際には名称の上でクレジットカードを規範化し、銀行カードの概念を元のクレジットカードの概念に取って代え、クレジットカードを貸記カードとして銀行カードの下位概念にした。確かに、行政法規によるクレジットカードの定義の変更は、国際的な慣例により即したものとなり、金融分野における関連業務管理活動の統一性と利便性の向上に寄与している。今後の刑法規定の改善と修正の角度から分析すると、このような変化には間違いなく一定の啓示と参照すべき作用がある。とはいえ、このような変化を、刑事立法の目的に影響を与えたり、変えたりする理由にすることはできないし、すべきでもない。

次に、刑法理論から分析すると、基本的に同じ機能を持つデビットカードと貸記カードを対象とした犯罪行為を区別して扱う必要はない。デビットカードと貸記カードはいずれも消費支払、振替決済などの機能を持ち、特に准貸記カードの所有者は一定金額の引当金を預け入れなければならず、デビットカードと同じように現金にアクセスする機能が大きい。デビットカードと(准)貸記カードが有する機能は一定の範囲内で重複しており、主な違いは貸越機能を有するか否かだけであり、その他の機能については両者に実質的な違いはない点を重視すべきである。だから

⁵⁾ 劉銀龍「クレジットカード犯罪の刑法規制」税務与経済2016年第3号22頁。

⁶⁾ 廖梅「カード犯罪の法律解釈における2つの問題についての試論」法学評論2014年第2 号159頁。

こそ,悪質な貸越というクレジットカード詐欺の形態の違いを除けば,デビットカードを対象とした犯罪と貸記カードを対象とした犯罪に実質的な違いはなく,強引に別の罪名で別々に処罰する必要はないのである。

最後に、立法解釈の効力を見ると、立法解釈とは、法律、法令の条文そのものに対する、さらに明確な境界線、あるいは補足規定である⁷⁾。このように、立法解釈が刑法規範に対して行った解釈は、刑法規範と同様に普遍的な拘束力を持つのであり、したがって、ある意味では刑事立法の範囲に属する⁸⁾。2004年の立法解釈で刑法における「クレジットカード」の意味が明確化された以上、立法レベルでは刑法における「クレジットカード」の意味が金融機関の業務活動における「クレジットカード」とは異なることが確定したことを意味する。今後、新たな刑事立法のクレジットカード犯罪に関連する「クレジットカード」の意味は、これに基づいていると信じるに足る十分な理由がある。したがって、これまでの刑法における「クレジットカード」の理解も、その後公布された改正案の新たなクレジットカード関連犯罪における「クレジットカード」の意味も、この立法解釈に従うべきであると筆者は考えている。

伝統的なクレジットカード決済モードにおいて、人々の日常生活の中で最も広く使用されるのはやはりデビットカードであり、デビットカードの実際の保有量と使用頻度は貸記カードよりはるかに大きく、実務でもデビットカード関連の犯罪が発生する可能性は貸記カード関連の犯罪よりずっと高い。これは、筆者がクレジットカード犯罪の対象にはデビットカードが含まれるべきだと主張したことを裏付ける理由の一つである⁹⁾。しかし、現在の新型ネット決済環境において、ネット決済の速さと便利さは消費を強く刺激しており、商業銀行とノンバンク決済機関はさらに一連の優遇キャンペーンを打ち出し、消費者の貸記カード取引を誘引し、奨励している。貸記カード市場の急速な拡大に伴い、デビットカードが銀行カードの口座開設と使用に占める割合は大幅に低下し、社会生活の中で、人々の貸記カードへの依存性と使用量は日に日に増加し、貸記カード関連犯罪はさらに多発、上昇の傾向を示している。しかし、貸記カードビジネスの台頭と従来のデビットカードビジネスの没落が、我が国の刑法における「クレジットカード」の意味を変えることは、明らかに不可能である。筆者の見解では、今後、刑法と金融分野の行政法規との連携

⁷⁾ 全国人民代表大会常務委員会『法律解釈業務の強化に関する決議』第1条。

⁸⁾ 劉憲権(編集)『刑法学』(第5版)上海人民出版社2020年25頁。

⁹⁾ 劉憲権「クレジットカード詐欺罪のいくつかの難題に関する研究」政治与法律2008年第 10号44頁。

の必要性から、クレジットカード犯罪にかかわる刑事立法が変化しても、現行刑法 における「クレジットカード」の概念を「銀行カード」に置き換えるべきであり、 デビットカードをクレジットカード関連の犯罪の対象から除外するなど、クレジッ トカード関連の犯罪の範囲を狭めることは決してすべきでない。

前述の立法解釈から分かるように、我が国の刑法における「クレジットカード」には、クレジットローン機能を有する(准)貸記カードだけでなく、クレジットローン機能を有しないデビットカードも含まれる。しかし、どのようなクレジットカードであれ、伝統的な考え方では、それらは間違いなく有体物である電磁的カードを媒体とするものであると考えられている。これは主に当時の銀行カード事業の発展に制限されたものであり、有体物である電磁的カードは当時のクレジットカードの主要なあるいは唯一の表現形式であった。インターネット決済の急速な発展に伴い、バーチャルクレジットカードが大衆の視野に入り、有体カードの物理的媒体の重要性と必要性も次第に低下していることは言うまでもない。

いわゆるバーチャルクレジットカードとは¹⁰, 商業銀行あるいはその他の金融機関が発行する,消費決済,振替決済,現金アクセス,クレジットローンなどのすべての機能あるいは一部の機能を持つ有体的媒体のない電子決済カードを指す。アリペイネット技術株式会社は2014年にすでに商業銀行と共同でバーチャルクレジットカード商品の発売を計画していたことを重視すべきである。この後、中国人民銀行支払決済司はクライアント情報安全保障と資金安全保護を強化するため、特に関連業務を行う商業銀行に『アリペイ会社のオフラインのバーコード決済等の業務停止に関する意見書』を配布し、バーチャルクレジットカード業務の即時停止を求めた。この意見書では、QRコード決済等の対面決済サービスも停止した。これらの当時停止された各種の新型のネット決済方式は、今日では、我が国の社会生活の中で実際にすでに全面的に普及し、バーチャルクレジットカードの販売規模は爆発的な増加を実現している。

現在, 我が国の銀行又は関連金融機関が展開するバーチャルクレジットカード業務は主に以下の2種類に分けることができる。1つ目は付属型バーチャルカードであり、このようなバーチャルカードの特徴は、独立して使用することはできず、利用者の有体クレジットカードと結びつける必要があること、即ち、利用者の有体クレジットカード口座に完全に帰属しなければならないことである。例えば、浦東発

¹⁰⁾ 本報告では、バーチャルクレジットカードにバーチャル(准)貸記カードやバーチャル デビットカードを含むという刑法立法解釈の「クレジットカード」の規定を参考した。

展銀行が発行する「E-GO カード」、中国銀行が開始したバーチャル銀行カードサービスなどである。利用者は、既に保有している有体の貸記カードまたはデビットカード口座の下でバーチャルクレジットカードを申請することができ、各バーチャルカード口座の利用可能限度額内にバーチャルカードの取引限度額を設定することができる。この場合のバーチャルカードアカウントは、ユーザーの既存の有体カードアカウントと関連付けられている。2つ目は、独立したメインアカウントを有する、すなわち、利用者の有体的なクレジットカードに依存することを必要とせず、完全に独立して利用することができるメインカード型のバーチャルカードである。たとえば、中国建設銀行が発行するネットクレジットカード「龍eカード」などである。該当するユーザーは、オンラインでこのカードを申請することができる。インターネットを通じて氏名、身分証番号、携帯電話番号などの個人的な基本情報を記入すれば、申請者のバーチャルカード番号、有効期限、セキュリティコードなどの関連情報を入手でき、すぐに関連するインターネット取引を行うことができる。このような場合のバーチャルカードは完全に有体の電磁的カードの形式を離れており、真にカードレスのネット決済を実現できる。

注意すべきは、バーチャルクレジットカードを刑法の「クレジットカード」の範 疇に入れるべきか否かについては、確かに、学界にも実務界にもかなりの議論があ るということである。筆者は、立法者は知性のある人であるが、どの立法者の知性 にも限界があり、社会の発展は無限かつ終息しないものであり、立法者の知性が社 会の発展に完全に追いつくことは不可能であると考えている。つまり、立法時の背 景、立法者の認識と立法言語の限界などの影響を受けるため、立法の停滞性は成文 法律の避けられない固有の特性であり、それはどのような刑事立法であっても例外 ではないのである。このような法律の限界のために、1995年の刑事立法で、クレ ジットカードの偽造行為が金融証券偽造変造罪に初めて含まれ、クレジットカード 詐欺罪が設定されたにも関わらず、2004年に全国人民代表大会常務委員会が行った クレジットカード関連犯罪における「クレジットカード」の立法解釈でも、クレ ジットカード関連犯罪は当時まだ新興犯罪に属し、バーチャルクレジットカードは まだ登場していなかったため、刑事立法時にバーチャルクレジットカードを刑法の クレジットカードの範疇に入れていなかったことは明らかである。そのため、文理 解釈と目的論的解釈とを結びつけ、理論上、紙または実物の形式のみが金融証書の 有効な媒体であると主張する学者がいる11)。

¹¹⁾ 董桂武「金融証券偽造罪の未遂」中国海洋大学学報2013年第4号104頁。

しかし、筆者は、社会の発展に伴い、さまざまな新しい事物が必ず出現すると考 えている。特に専門分野の中で、新しい専門用語の内容が既存の専門用語の中身に 包摂あるいはカバーされる場合、既存の専門用語が新しい専門用語を吸収するのは 当然のことである。この観点から私たちの刑事法解釈を分析すると、ある新たな類 型の犯罪行為客体が完全に既存の刑法条文に規定されている別の犯罪行為客体概念 の意味に含まれることができるならば、そして、具体的な適用において、このよう に含まれる意味が社会一般大衆の普遍的な理解を超えておらず、したがって何の誤 解も生じない場合には、この新たな犯罪行為客体概念は、刑法の条文に規定されて いる犯罪行為客体概念に自然に吸収されるべきである。この時点で、私たちはこれ について特に立法や司法解釈をする必要はない。人々の決済方式は最初の商品決済 から、通貨決済、そして今のモバイル決済(スマホの銀行決済)、第三者決済、そ して予想される第四者決済¹²⁾などの新しいネットモバイル決済に至るまで、クレ ジットカードの発展は便利、安全、高効率を方向性とし、有体物と媒体の束縛から 次第に解放される。ネットと金融が深く融合する時代において、クレジットカード の外観、表現形式、利用方法などは日進月歩で変化する可能性がある。しかし、ク レジットカードの決済方式については、実体化されていないバーチャルクレジット カードは有体物のクレジットカードと比較して、いずれもデジタル化された財物が 記載された金融口座に属し、消費決済、振替決済、クレジットローン、現金アクセ スなどの金融機能を有している点で実質的な違いは存在しない。刑法の規定では、 クレジットカードの形式に制限はなく、バーチャルクレジットカードもクレジット カード自体の語義の範囲を超えていない以上、有体的な媒体を持たないバーチャル クレジットカードを刑法の「クレジットカード」の意味に含めることは十分に可能 である。つまり、刑法における「クレジットカード」には伝統的な有体カードもあ れば、新興の有体の媒体がないバーチャルカードも含まれるというように解釈する ことができる。

なお、筆者はバーチャルクレジットカードが刑法上のクレジットカードに該当することを肯定しているが、我が国の刑法における全てのクレジットカード犯罪の行為客体にバーチャルクレジットカードが該当する可能性があるわけではない。筆者の見解によれば、偽造の対象となるクレジットカードは物理的な媒体を持つ有体

¹²⁾ 第四者決済は集約決済とも呼ばれ、経営者と第三者決済の間に介在し、複数の第三者決済プラットフォーム、提携商業銀行及びその他のプロバイダーインターフェースなどの決済ルートを統合する新型決済方式を指す。現在市場にすでに登場しているのは Ping++, PAYMAX などである。

カードのみである。利用者の既存のクレジットカードと関連した付属的なバーチャ ルクレジットカードや、独自に申請できるメインカード型バーチャルクレジット カードに対する「偽造」行為は、実際にはいずれもクレジットカード管理妨害罪に よる虚偽の身分証明を用いたクレジットカード詐取行為に属するだけであり、クレ ジットカード偽造犯罪とは認められない。実際には、利用者の既存の有体クレジッ トカードの情報を入手することで、インターネットや通信端末などで利用するため のバーチャルクレジットカードを複製する行為の認定が、刑法のクレジットカード 偽造犯罪のうち「偽造」行為に該当するのか、という問題に答える必要がある。こ のような行為は刑法の意味でのクレジットカード偽造行為ではなく、その本質は司 法解釈にある「他人のクレジットカード情報資料を窃取、買収、詐取又はその他の 不法な方法で入手し、インターネット、通信端末等を通じて使用する」という他人 のクレジットカードを詐取する行為に該当するものであるため,「偽造」行為に該 当しないと筆者は考える¹³⁾。このように、刑法におけるクレジットカード偽造行為 には、有体性のあるカードの媒体の形式的な偽造が含まれなければならず、有体の 媒体がないバーチャルクレジットカードは、例えばクレジットカード詐欺罪の対象 にはなり得るが、クレジットカード偽造犯罪の対象にはなり得ない。

二. クレジットカード関連犯罪における 「クレジットカード情報」の意味の整理

2004年の『刑法改正案 (五)』では、刑法177条の次に第177条の1を設け、その第2項で「他人のクレジットカード情報資料を窃取し、買収し、又は不法に提供した場合には、前項の規定により処罰する」と規定している。最高人民法院、最高人民検察院の『『中華人民共和国刑法』の執行による罪名確定に関する補充規定(三)』は、この罪名を「クレジットカード情報窃取買収不法提供罪」と規定している。ある程度までは、この罪はクレジットカード偽造やクレジットカード詐欺などのクレジットカード関連犯罪行為の前提や予備であり、クレジットカードを行為客体とする偽造行為やクレジットカード詐欺行為は他人のクレジットカード情報資料を窃取、買収、不法提供する後続行為である。しかし、刑法改正案及び関連司法解

¹³⁾ 実際,2009年12月3日(2018年11月修正)に最高人民法院,最高人民検察院の『クレジットカード管理妨害刑事事件の処理における具体的な法律の応用に係る若干の問題に関する解釈』第5条2項3号は、このような行為を詐称型クレジットカード詐欺罪に分類している。

釈ではこの罪名が別個に記載されているため、我が国の刑法におけるクレジットカード関連犯罪には、クレジットカード情報を行為客体とする独立した罪名が登場している。

そこで、「クレジットカード情報」の中身と外延の問題、 つまりクレジットカー ドの取扱いと使用の過程に関わるどのような情報がクレジットカード情報窃取買収 不法提供罪の行為客体になり得るのかという問題について検討したい。刑法や関連 司法解釈などの規範的な文書がこれを明確にしていないため、学界ではこの問題に 対する理解は分かれており、意見がかなり分かれている。一部の学者はこれについ て広義の理解を取り、法律で明確に限定されていない以上、カード所有者のクレ ジットカード上のすべての情報は全部クレジットカード情報窃取買収不法提供罪の 行為客体とするべきであり、クレジットカードの磁気ストライプやチップ上の情報 (これは最も核心的な情報であるが)に限られてはならないと主張している¹⁴⁾。他 方. クレジットカード情報は狭い意味で理解すべきだという学者もいる。厳密に解 釈すれば、クレジットカードの手続きと使用過程のすべての個人情報資料を全部ク レジットカード情報資料と解釈することはできず、クレジットカード所有者の氏 名 性別 年齢など 国民の一般的な個人情報の範疇に入る情報資料は、国民個人 情報侵害罪の行為客体とすべきであり、クレジットカード情報窃取買収不法提供罪 の行為客体とすべきではないというのである¹⁵⁾。また、広義の理解を主張する一方 で、クレジットカード情報には機能的な制限を加えるべきだと主張している学者も いる。彼らは、クレジットカード情報の窃取、買収、不法提供犯罪の対象となるク レジットカード情報は、クレジットカードの資金と直接関連しており、悪意の第三 者が入手すれば、取引可能なクレジットカードを偽造したり、クレジットカード所 有者名義で取引したりするのに十分な情報であるべきだと主張している。具体的に どのような情報が含まれるかは、クレジットカードの利用スタイルによって異な

筆者は上記の3つ目の主張に賛同する。刑法及び関連司法解釈などは、クレジットカード情報の窃取、買収、不法提供行為における「クレジットカード情報資料」

¹⁴⁾ 盧勤忠「クレジットカード情報セキュリティの刑法保護――クレジットカード情報窃取 買収不法提供罪を例にした分析」中州学刊2013年第3号57頁。

¹⁵⁾ 呉飛飛「刑法における『クレジットカード』にはデビットカードが含まれてはならない」法律適用2014年第6号102頁。

¹⁶⁾ 周娟 = 周宜俊「クレジットカード情報窃取罪の若干の難解な問題の研究」上海金融2013 年第12号110頁。

の意味を明確にしていないが、この罪の犯罪構成要件から刑法の「クレジットカー ド情報資料 | に含まれる具体的な内容を見ることができる。2009年12月3日(2018 年11月修正)最高人民法院、最高人民検察院の『クレジットカード管理妨害刑事事 件の処理の具体的な法律適用に係る若干の問題に関する解釈』(以下、『クレジット カード管理妨害解釈』という。)は、第3条の規定に基づき、他人のクレジット カード情報資料を窃取、買収、不法提供して、取引可能なクレジットカードを偽造 するのに十分であり、又は他人にクレジットカード所有者の名義で取引を行わせる のに十分であり、かかるクレジットカードが1枚以上の場合、クレジットカード情 報窃取買収不法提供罪として論罪し、処罰する。2010年5月(2011年11月修正)に 最高人民検察院、公安部の『公安機関が管轄する刑事事件の立件、訴追基準に関す る規定(二)』も同様の規定を行った。筆者は、他人のクレジットカード情報を窃 取、買収、不法提供する行為が刑法と関連司法解釈によって犯罪に該当することが 明らかになった以上、「取引可能なクレジットカードを偽造し、又はクレジット カード所有者の名義で取引を行わせるのに十分な」程度である必要があり、そうで あれば、この罪の行為客体となるクレジットカード情報資料は、「取引可能なクレ ジットカードを偽造したり、他人がクレジットカード所有者名義で取引したりする のに十分なクレジットカード関連情報 | と定義することは十分に可能であると考え る。具体的には、伝統的なクレジットカード決済方式では、クレジットカード情報 資料とは主にメインアカウント(即ち、カード発行機関識別番号、個人口座識別及 びチェックビット等のクレジットカード情報を含むカード番号). 有効期限. 個人 識別コード(即ち,個人パスワード)¹⁷⁾等を指す。クレジットカード決済方式が多 様なネット決済環境において、クレジットカード情報資料は、カード所有者の氏 名、身分証番号、連絡先電話番号などを含むカード所有者の身元情報や、クレジッ トカードに関連する認証携帯電話番号から取得した SMS 認証コードなどのワンタ イムパスワード等を指す。

以上をまとめると、他人のクレジットカードと関連する情報は、「取引可能なクレジットカードを偽造するのに十分な、または他人にクレジットカード所有者の名義で取引させるのに十分な」要素があれば、合法的なユーザーを識別するための根拠となる核心的な暗号化情報に該当するか否かを問わず、クレジットカード情報窃取買収不法提供罪の行為客体となりうることになる。

^{17) 2000}年11月8日の中国人民銀行が施した『銀行カード発行銀行識別コード及びカード番号』及び『銀行カード磁気ストライプ情報フォーマットと使用の規範』を参照。

あらゆるものがつながるネット時代、私たちは膨大な情報を享受すると同時に、頻発するネット情報セキュリティ事件にも直面している。個人情報の漏洩による違法犯罪の多発に対応するため、我が国の刑法の個人情報に対する重視と保護の程度は絶えず強化されている。2009年『刑法改正案(七)』では、刑法第253条の次に1つの条文を増設して第253条の1とし、第1項の国民個人情報売買不法提供罪と第2項の国民個人情報不法取得罪を追加した。2015年の『刑法改正案(九)』では、同条をさらに国民個人情報侵害罪に改正し¹⁸、犯罪主体の範囲を拡大し、同罪の法定刑を引き上げた。改正された国民個人情報侵害罪は、具体的には、他人への(職務の遂行またはサービスの提供の過程で取得した)国民個人情報の販売または提供と、窃取またはその他の方法による国民個人情報の不法取得を含む。この罪が確立された後の比較的長い期間、関連する法律と司法解釈はいずれも「国民の個人情報」の概念を明確にしていないため、この概念自体の中身が不明であり、外延が不明であり、この概念に対する定義について学界と実務界が一致していない。

2016年11月に、『インターネット安全法』が初めて「個人情報」の意味を明確に定義し、「電子的又はその他の方式で記録され、単独又はその他の情報と組み合わせて自然人の個人の身分を識別することができる各種情報であり、これには、自然人の氏名、生年月日、身分証番号、個人の生体認証情報、住所、電話番号等が含まれるが、これらに限らない」とした。続いて2017年5月の最高人民法院、最高人民検察院の『国民個人情報侵害刑事事件の処理における法律適用の若干の問題に関する解釈』(以下、『国民個人情報侵害解釈』という)第1条では、「国民個人情報」を定義する際、次のように表現されている。すなわち、「刑法第253条の1に規定されている『国民の個人情報』は、電子的又はその他の方式で記録された、単独又はその他の情報と結合して特定自然人の身分を識別する又は特定自然人の活動状況を反映することができる各種情報を指し、氏名、身分証番号、通信連絡方法、住所、口座番号パスワード、財産状況、所在追跡等を含む」と。

一部の学者は、この司法解釈から、国民の個人情報は情報主体と密接な関連性があり、情報主体の身分に対して識別可能性があるという特徴に合致する必要があることがわかると考えている。クレジットカードの磁気ストライブに記載された関連クレジットカード情報は、情報主体に対する指向性が強くなく、密接な関連性や身分識別性の条件を満たすことはできないが、氏名、身分証番号、携帯電話番号、銀

^{18) 2015}年最高人民法院,最高人民検察院の『『中華人民共和国刑法』の罪名確定の執行に 関する補充規定(六)』は、国民個人情報売買不法提供罪と国民個人情報不法取得罪を取り 消し、刑法第253条の1の罪名を国民個人情報侵害罪に統一した。

行カード番号、暗証番号などを含むクレジットカード情報は、特定の情報主体の預金残高や貸越可能額などの財産状況を具体的に反映することができ、明確な指向性を持っており、「国民の個人情報のうち」の「財産情報」に該当するというのである¹⁹⁾。また、財産情報は国民の個人情報の中の秘密性の高い情報であり、銀行口座、第三者決済口座などの金融サービス口座の身分認証情報を含むことができ、預金や不動産などの財産状況情報も含まれると考える学者もいる²⁰⁾。さらに、クレジットカード保有者の口座情報や暗証番号などは、国民の個人情報の範疇に属するとする学者もいる²¹⁾。このように、クレジットカード情報と国民の個人情報との関係については、刑法理論界で意見が分かれている。

また、司法実務における関連犯罪行為に対する処理も混乱しており、類似行為について判決が異なる状況が生じている。例えば、被告人の朱氏がネット上で、氏名、アカウント、身分証番号、銀行カードの暗証番号、認証携帯電話番号を含む他人のクレジットカード情報を買収、不法提供したことに対して、法院は、朱氏はクレジットカード情報窃取買収不法提供罪に該当すると認定した。また例えば、被告人の呉氏が購入、受領などの方法で不法に取得した国民の個人情報にも同様に氏名、アカウント、銀行カードの暗証番号などが含まれているが、法院は、これらの情報は国民の個人情報の中の財産情報に属し、呉氏は国民個人情報侵害罪に該当すると判断した²²⁾。また、被告人の蘇氏が不正に入手した氏名、身分証番号、携帯電話番号、銀行カード番号、暗証番号などが含まれる情報を、法院は、蘇氏が不法に取得した情報は、特定の情報主体の預金残高、貸越可能額など財産の状況を具体的に反映することができ、明確な指向性があるため、国民の個人情報における財産情報に該当し、蘇氏が不法に当該情報を取得し他人に提供した行為は国民個人情報侵害罪に該当すると判断した²³⁾。

筆者は、クレジットカード情報窃取買収不法提供罪におけるクレジットカード情報と、国民個人情報侵害罪における国民の個人情報には関連性があり、相違もある

¹⁹⁾ 余強=陳姝「公民財産情報を侵害し、クレジットカード詐欺を実施するには、数罪を併 科しなければならない | 人民司法(判例版) 2018年第32号 9 頁。

²⁰⁾ 張潔「『二高』の公民個人情報侵害に関する司法解釈がクレジットカード業務に与える 影響及び対策」中国クレジットカード2017年第7号43頁。

²¹⁾ 李鵬「構成要件に立脚した個人情報侵害犯罪の罪数の区分」検察日報2017年11月1日。

^{22) 「(2018)} 安徽0123刑初17号刑事判決書 | を参照。

²³⁾ 国家裁判官学院判例開発研究センター『中国法院2019年度判例 刑事判例 2 (公共安全 危害罪, 社会主義市場経済秩序破壊罪)』中国法制出版社2019年158~159頁。

と考えている。一方で、クレジットカード情報は国民の個人情報とある程度重なっ ている。例えば、クレジットカード情報には、クレジットカード所有者の名前や銀 行口座番号などが含まれている。しかし、これらの情報は自然人の身分と密接に関 連しており、当該情報を通じて特定の個人を正確に特定、識別することができるた め、当該情報を窃取又はその他の方法で不法に取得し、及び他人に当該情報を販 売. 提供する行為も国民個人情報侵害罪を構成する可能性がある。前述の学者が言 及した「クレジットカード磁気ストライプに記載された関連クレジットカード情報 は情報主体に対する指向性が強くなく、密接な関連性や身分識別性の条件を満たす ことはできない | という観点に対しては、筆者はとうてい賛成できない。筆者の見 解によると、クレジットカードは本質的にカード所有者のデジタル化された財産の 電子的媒体であり、その磁気ストライプに記載された情報の不法使用はカード所有 者の財産を直接侵害する可能性がある以上、その情報は完全に特定の自然人(つま りカード所有者本人)を指し示すことができることを意味している。一方. カード 所有者の財産の状況を反映した情報は、『国民個人情報侵害解釈』で言及された財 産情報、取引情報等を含め、財産の安全に影響を与える可能性のある個人情報であ ることは言うまでもない。このように、上記の情報は、国民個人情報侵害罪の対象 になる可能性もあれば、クレジットカード関連犯罪の対象になる可能性もあると考 えることには十分な理由がある。クレジットカード情報には、国民個人のクレジッ トカード情報資料だけでなく、組織体のクレジットカード情報資料も含まれてお り、組織体名義の口座開設者のクレジットカード情報資料は明らかに国民個人情報 の範疇に含まれていないことを強調しておく必要がある。したがって、クレジット カード情報と国民の個人情報との間には交差関係があるといえる。

一方、クレジットカード情報窃取買収不法提供罪と国民個人情報侵害罪はいずれも情報侵害罪であり、具体的な行為態様も極めて類似しているものの、両罪では保護法益の重点が異なっている。クレジットカード情報の窃取、買収、不法提供行為は、クレジットカード偽造やクレジットカード詐欺などの犯罪予備行為であり、本質的にはクレジットカード管理秩序の破壊であり²⁴、侵害される法益は主に金融分野のクレジットカード管理秩序とクレジットカード所有者の財産権である。これと異なり、国民個人情報侵害罪の保護法益は主に国民の個人情報の安全であり、具体

²⁴⁾ 筆者は、刑法177条の1である第2項と第3項(クレジットカード情報窃取買収不法提供罪)は完全にクレジットカード管理妨害罪に分類され、独自に新たな罪を増設する必要はないと考える。詳細は、劉憲権『金融犯罪刑法学原理(第2版)』上海人民出版社2020年294~298頁を参照。

的には国民個人のプライバシーの安全,財産情報の安全などが含まれる。両罪はいずれもクレジットカード所有者の財産に対する保護をある程度体現しているが,前者は被害者口座の資金の安全により重点を置いており,後者は市民の財産に関する個人情報の安全保護に重点を置いている。したがって,両罪の行為客体であるクレジットカード情報と国民の個人情報は,それぞれの犯罪の成立において異なる論罪の境界線の役割を果たしている。

筆者の見解では、司法実務で関連情報を判断する場合、クレジットカード情報な のか、国民の個人情報なのかを切り離して判断するのではなく、行為者の行為対象 全体や具体的な行為目的を勘案して把握し、当該行為が侵害しているのは口座の資 金の安全なのか、財産の情報の安全なのかを判断する必要がある。前述のクレジッ トカードの認証携帯電話番号から取得された SMS 認証コードを例に挙げると、も し行為者がカード所有者の認証携帯電話番号や SMS 認証コードなどの情報を他人 に不法に提供した場合、携帯電話番号と SMS 認証コードは、カード所有者のアリ ペイ、モバイルバンキングなどの金融口座にそれぞれ口座番号とワンタイムパス ワードとしてログインすることができ、カード所有者名義で他人に取引を行わせる ことができるものであるため. 関連情報の不法提供行為はクレジットカード情報不 法提供罪と認定されるべきである。もし行為者が他人に被害者の携帯電話の SMS を大量に提供しただけであれば、携帯電話の SMS は、他人との電子通信、イン ターネットプロバイダーの安全認証コードなどに用いることができ、一定のプライ バシー、専属性、関連性があるため²⁵⁾、刑法が保護する国民の個人情報の中の「通 信内容」または「通信記録」に該当するので、当該情報に対する侵害は国民個人情 報侵害罪と認定されるべきである。

なお、司法実務において、同一の情報が異なる機能と役割を果たす場合には、当該情報に対する同様の侵害行為も異なる犯罪を構成する可能性がある。すなわち、具体的な情報の侵害(窃取、買収、不法取得、提供、販売などを含む)を論罪する場合、行為者が侵害した情報の具体的な内容に応じて、次のように区別しなければならない。すなわち、他人のクレジットカード情報資料を窃取、買収、不法提供する行為については、クレジットカード情報資料は往々にして特定の自然人を識別できるため、クレジットカード情報窃取買収不法提供罪と国民個人情報侵害罪に関する法条競合により処理すべきである。ここでは、特別法は一般法に優るという原則

²⁵⁾ 李世寅「銀行カード盗難事件における『嗅ぎ』犯罪手段の司法認定と防止対策」中国クレジットカード2020年第9号75頁。

に基づき、クレジットカード情報窃取買収不法提供罪で処罰することになる。組織体のクレジットカード情報資料を侵害する行為(当該情報資料が組織体の営業秘密の内容に関わらない場合)については、国民の個人情報の範疇に属さず、関連する罪名間の法条競合問題は発生しないため、クレジットカード情報窃取買収不法提供罪を端的に認めるべきである。特定の自然人の身分を識別でき、又は特定の自然人の活動状況を反映した情報を侵害し、かつ当該情報が取引可能なクレジットカードを偽造するには不十分であり、又は他人にカード所有者の名義で取引させるには不十分である場合には、国民個人情報侵害罪を認めるべきである。

三. クレジットカード犯罪行為客体の表現形式の拡張

注意すべきなのは、最高人民検察院、最高人民法院は刑法改正案の規定により、 クレジットカード情報の窃取、買収、不法提供などの犯罪行為について、独立した 罪名を設定していることである(筆者はこのような罪名設定には同意しないが)。 これは、クレジットカード情報資料を独立した概念としてクレジットカード概念と 区別することを意味している。すなわち、クレジットカード自体(特に有体物とし てのクレジットカード)とクレジットカード情報資料は依然としてそれぞれ比較的 独立した意味と適用範囲を有していると考えられる。このため、クレジットカード 偽造(白紙のクレジットカードの偽造を除く行為)の犯罪には、有体カードの物理 的外観の形式的な偽造と、クレジットカードの磁気ストライプやチップに書き込ま れた権利者情報内容の偽造の両方が含まれなければならない。したがって、偽造ク レジットカード犯罪の対象となるのは物理的な媒体を有する物理的なクレジット カードのカードのみであり、バーチャルクレジットカードや単なるクレジットカー ド情報を含むことはできない。同様に刑法196条3項のクレジットカードを窃盗し て使用する窃盗罪でも、ここでの「クレジットカード」は有体のクレジットカード のカードのみを指すことになり、クレジットカード情報は独立して窃盗罪の犯罪対 象にならないのである。クレジットカード情報資料を盗んで使用する行為について は、クレジットカード情報を盗んだ後、インターネットや通信端末などを通じて使 用する行為は、詐称型クレジットカード詐欺罪として認定し、クレジットカード情 報資料を盗んだ後、クレジットカードを偽造するために使用したり、他人に提供し てクレジットカード所有者名義で取引しようとしたりする行為は、クレジットカー ド情報窃取、不法提供の罪として認定する。

指摘しておきたいのは、我が国の刑法の関連規定は、わざわざクレジットカード

情報とクレジットカードの概念を分離しているが、『クレジットカード管理妨害解 釈』はクレジットカード情報資料とクレジットカードの概念をある程度混合して規 定しており、実際には解釈を通じてクレジットカード情報資料がクレジットカード の一種の表現形式であることを認めている点である。同司法解釈第5条は、クレ ジットカード詐欺罪における「他人のクレジットカードを詐取」する場合を挙げて いるが、これは他人のクレジットカードを拾って、詐取して使用した場合だけでな く、「他人のクレジットカード情報資料を窃取、買収、詐取又はその他の不法な方 法で取得し、インターネット、通信端末などを通じて使用した場合しも含む。「今 後、中国にはまだいくつかの不確定要素があり、犯罪増加の要因になるであろう。 これらの不確定要素にはハイテク要素(特にモバイルインターネットの発展)が含 まれる。専門家たちがインターネット犯罪に頭を悩ませている間に、人工知能の時 代が到来した。これにより、従来型の犯罪とハイテク手段が結びつく可能性が出て きた」²⁶⁾。この司法解釈は1997年の刑法と2004年の立法解釈に基づいて、ネット決 済時代の変化と発展に適応し、インターネットや通信端末で他人のクレジットカー ド情報を利用する行為も、刑法の「他人のクレジットカードを詐称する行為」と認 定し、実際、「他人のクレジットカードの詐称」における「クレジットカード」の 表現形式をバーチャルクレジットカードにまで拡張し、さらにクレジットカード情 報資料にまでも拡張することで、クレジットカード詐欺罪の対象は有体クレジット カードに限られるという従来の認識を打破した。

このことから、刑法の規定により、クレジットカード関連犯罪を理解し、適用する際には、クレジットカード情報資料をクレジットカードと区別しなければならないが、関連司法解釈では、ある程度まで「クレジットカード」の表現形式をクレジットカード情報資料に拡張していることが分かる。なぜなら、クレジットカード情報資料と有体クレジットカードとの唯一の違いは、物理的形式上の媒体にするか否かにあるため、窃盗、偽造、所持、運送など有体の客体が関与しなければならない犯罪行為のうち、無形のクレジットカード情報は単独ではこれらの犯罪行為の客体とすることができないからである。ネット決済環境では、カードの物理的実体の機能と役割は非常に小さく、実際の使用機能から見ると、クレジットカード情報資料とクレジットカードは実際には同じであり、インターネットや通信端末などを通じて他人のクレジットカード情報資料を不法に使用する行為は、他人の有体クレ

²⁶⁾ 王焱「犯罪学の一般理論と中国犯罪動向研究——『犯罪飽和理論』を切り口に」青少年 犯罪問題2018年第3号49頁。

ジットカードを詐称する行為と全く同じである。『クレジットカード管理妨害解釈』が、「他人のクレジットカードを詐称」した「クレジットカード」の表現を、クレジットカード情報資料にまで拡張した理由もここにある。

実際、ネット決済の勃興に伴い、便利さと効率性を考慮して、有体クレジットカードのオフライン利用率が大幅に低下し、人々は有体クレジットカードの面倒な申請手続きと利用プロセスにうんざりし、バーチャルクレジットカードや単独のクレジットカード情報資料を用いてインターネット、通信端末などを通じてカード内資金取引を行うようになっている。クレジットカードとクレジットカード情報資料との間の「カード1枚分」の差異は次第に弱まり、さらには消えていくことが十分に予想されるのであり、クレジットカード情報資料をクレジットカード関連犯罪における「クレジットカード」の新しい表現行為として展開することが発展の方向である。「まったく新しい経済発展の動きはデジタル経済により多くの機会を生み出すと同時に、いつの間にか個人情報の悪用にきっかけを提供することになる」270。このような拡張は現在のインターネット新型決済の全体的発展の方向に完全に合致するだけでなく、同時に司法実務におけるインターネットによる財産侵害行為の認定を統一する客観的ニーズにも完全に適合している。

先述のように、アリペイ、ウィチャットペイ、財付通などに代表される第三者によるノンバンク決済ビジネスの登場は、従来のクレジットカード決済方式に壊滅的な影響を与えている。ノンバンク決済方式と従来のクレジットカード決済方式との関係を明確にし、ノンバンク決済口座情報が刑法の「クレジットカード情報」に該当するか否かを明確にすることは、関連するネット上の財産侵害行為を認定する重要な前提かつ重要な根拠である。

中国人民銀行は2010年『非金融機関決済サービス管理弁法』(2020年改正)と2015年『ノンバンク決済機構ネット決済業務管理弁法』で第三者決済機構を非金融機関(銀行)決済機構と定義している。そのため、理論と実務の中には、非金融機関が発行した決済口座と金融機関が発行したクレジットカード口座には多くの相違が存在し、決済口座情報も刑法の「クレジットカード情報資料」とは異なるとする学者もいる²⁸⁾。筆者はこの見方に否定的な意見を持っている。筆者の見解による

²⁷⁾ Kirchberger T, European Union Policy - Making on Robotics and Artificial Intelligence, Croatian Yearbook of European Law and Policy, 2017(13), pp. 191~214, 張旭=朱 笑延「『全国民がネットに触れる』時代の児童個人情報セキュリティの保護経路」青少年犯罪問題2020年第1号41頁から引用。

²⁸⁾ 楊志琼「第三者支払を利用して不法に金品を受け取る刑法規制の誤りとその矯正」政ノ

と、現在ではノンバンク決済をクレジットカードの新しい決済方式と考えることができ、ノンバンク決済口座情報をクレジットカード情報の延長と考えることができる。

長期にわたり、関連法律、法規が第三者ノンバンク決済機関と金融機関を区別し てきたのは、主に金融業界の市場参入秩序を厳格に規範化し、金融機関の金融分野 における支配的地位を最大限に確保して、金融業界の秩序状態を維持するためであ る。筆者は、ネット決済の環境と新しい動向の中で、関連する金融法規が第三者決 済機関を金融機関として認めていないという理由では、第三者決済方式とクレジッ トカード決済方式を区別して扱うことはできないと考えており、このやり方は少し 度量が狭いと思っている。筆者の考えでは、第三者決済方式の核心的機能は「決 済」にあり、その決済はデジタル化された通貨(財物)である。デジタル化された 通貨(財物)の特徴は、第三者支払口座とクレジットカード口座との間での回転の 有無や回転回数にかかわらず、当該通貨(財物)の最初または根本的な出所はクレ ジットカード口座のみであることにある。なぜなら、銀行または他の金融機関こそ がデジタル化された通貨(財物)の最初の発行者であり、最終的な交換者であるか らである。第三者決済機関が関連銀行と提携協定を締結していない場合、あるいは 第三者決済プラットフォームのクライアントが第三者決済口座とクレジットカード 口座を結び付けていない場合、第三者決済プラットフォームの生存空間は存在しな くなり、その「決済」機能は資金源が不足しているため発揮されない。この点で は、第三者決済を一種類のクレジットカードの新しい決済方式と捉える方が、物事 の本質的な属性に合致しているように思われる。現行の金融法規がノンバンク決済 プラットフォームに金融機関の地位を認めていないことを強調する一方で、第三者 決済方式とクレジットカード決済方式の核心的機能における同質性を完全に無視し て、人為的に両者を完全に分離することは、事物の本質に反するだけでなく、現在 のネット決済環境における新興決済方式の発展法則にも合致しない。

さらに、ノンバンク決済口座情報は刑法の「クレジットカード情報」の延長線上にあるはずである。現在一般に広く知られているノンバンクの第三者決済口座情報には、第三者口座番号とパスワード、安全な方法を通じて生成、伝送される携帯電話の認証コードなどのワンタイムパスワード、決済用の QR コード情報などが含まれる可能性がある。司法実務においては、支払い用 QR コードは従来の意味でクレジットカード情報資料が持つ内容の豊富性及び再利用可能性を有しておらず、

>治与法律2018年第12号41~42頁。

クレジットカード情報資料と同等ではないとの見方がある。そのため、他人の支払 い用 QR コードをスキャンして、クレジットカード口座内の資金を盗む行為は、 詐称型クレジットカード詐欺罪には該当しないというのである²⁹⁾。しかし、筆者か ら見ると、支払い用 QR コードを含むノンバンク決済口座がクレジットカードと 関連付けられている以上は、ノンバンク決済口座情報を通じてクレジットカード口 座内の資金を直接操作できることになる。この場合のノンバンク決済口座情報は事 **実上、クレジットカード口座と暗証番号の組み合わせに相当し、「鍵」が1つ増え** たものと容易に理解できる。現実には、所有者のクレジットカードと結び付けら れ、決済口座内の資金を直接操作できるすべての関連情報は、クレジットカード情 報資料と同質性があり、クレジットカード情報資料の延長と考えることができる。 司法実務において、関連するネット上の財産侵害事件を処理する際、行為者がイン ターネットや通信端末などで他人のクレジットカードと直接関連するクレジット カード情報資料を利用することであっても、他人のクレジットカード口座と関連付 けられた他のノンバンクの決済口座情報を利用することであっても、複雑な問題を 単純化して、一律に刑法の「クレジットカード情報」として認定することは十分に 可能である。

〔解 題〕

ここに訳出したものは、冒頭で触れたように、中国国家社会科学基金重大プロジェクト「インターネット時代の社会管理と刑法体系の理論的革新」の成果のひとつとして、華東政法大学の劉憲権教授が中国語で執筆されたものである。劉教授は、その後、日本の「経済刑法研究会」と「中国刑法学研究会」、「上海市法学会刑法学研究会」、「華東政法大学刑事法学研究院」および「華東政法大学中国法治戦略研究センター」との共催で、本(2022)年5月7日にオンラインにて開催された「第6回日中経済刑法研究会」の第1部において、本稿を基礎とする報告をされている。

本稿では、まず、中国刑法におけるクレジットカード詐欺などの関連犯罪における「クレジットカード」の意味が検討される。そこでは、いわゆる「デビットカード」も刑法においては「クレジットカード」の範疇に含まれるべきだとする教授の主張が、説得的に展開されている。

²⁹⁾ 金果「スキャン支払 QR コードによる財産移転は窃盗罪を構成する」人民司法(判例版)2019年第20号26頁。

立命館法学 2022年2号 (402号)

次いで、刑法において有体性のあるクレジットカードばかりでなく、有体的媒体のない電子決済カード、いわゆる「バーチャルクレジットカード」も、「偽造」の行為客体である場合を除き、クレジットカード関連犯罪の客体とすべきであるとする主張が展開される。

さらに、本稿では、クレジットカード関連犯罪における「クレジットカード情報」の意味が整理される。そこでは、「クレジットカード情報」の窃取、買収、不法提供犯罪の対象となる「クレジットカード情報」は、クレジットカードの資金と直接関連しており、悪意の第三者が入手すれば、取引可能なクレジットカードを偽造したり、クレジットカード所有者名義で取引させたりするのに十分な情報はこれに当たるが、国民個人情報侵害罪に当たるとすべきかどうかは、当該クレジットカードの利用スタイルによって異なるとする主張が展開される。

最後に、今日のクレジットカード決済の実態を反映し、刑法における「他人のクレジットカードを詐称する行為」では、有体性のある「クレジットカード」本体と「クレジットカード情報」を区別する必要はなく、「バーチャルクレジットカード」からさらに「クレジットカード情報」までもがここにいう「クレジットカード」に属すると主張される。さらに、ノンバンク決済口座情報もまた刑法の「クレジットカード情報」の延長線上にあるとされ、これらを一律に刑法の「クレジットカード情報」として認定することは十分に可能であるとされる。

本稿が日本法に対して示唆するのは、日本刑法163条の2以下の「支払用カード電磁的記録に関する罪」が、あくまで有体性のあるカード「偽造」を念頭に置いており、「クレジットカード情報」の取得も有体的カード「偽造」の準備行為に限定されていることの問題性である。様々な「クレジットカード情報」がオンラインで直接入力されて決済に利用されている今日、クレジットカード関連犯罪を有体性のあるカードに限定している立法態度は、そろそろ再考されてもよいのではなかろうか。中国経済刑法の第一人者の手になる本稿は、そのようなことを日本の読者に気づかせてくれる点で有意義なものと思われる。

(松宮 孝明)